

第七章 寺社と農民

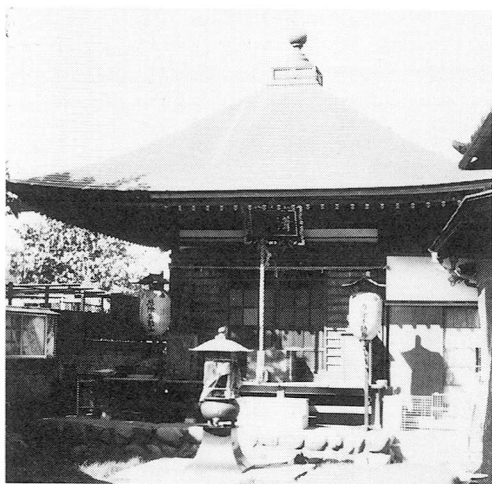
第一節 農民の生活と寺社

江戸幕府の寺社 統制と市域寺社

中世の後期は全国的にみても、寺院の建立が多くおこなわれた時期であり、江戸幕府はこれらの寺院を統制することも一つの大きな政治課題であった。そしてその統制策はすでに開幕以前の慶長二年（一五九七）の「関東浄土宗法度」の布達に始まり、これ以降随時仏教諸宗派に対する寺院法度の布達によって現実のものになったのであった。これは各宗派の本寺の力を強化して、それによって末寺を統制し、幕府はその本寺を支配することによって、宗教界を幕藩体制に組み込むといういわゆる本末制度を確立するとともに、寺請制によって民衆をも統制しようとする政策であった。すなわち民衆は必ず近隣の寺院の檀家になることを義務づけられるとともに、寺の檀家にならなければ戸籍簿の一種である宗門改帳に記載されず、無籍人となりその土地に住めないばかりか、旅行・結婚・葬式などをおこなうことさえもできなくなるという制度が確立したのである。

また幕府は諸社禰宜^{ねぎ}神主法度を制定し、神社にも統制を加えていたのであった。

すでに『中世』四章一節において福生村清岩院・長徳寺、熊川村福生院の三か寺は中世の開創であること、また同村熊川神社も同時期の草創であろうことは述べた。しかし近世になると、あらたに福生村に宝蔵院、熊川村に千手院



図Ⅲ-80 永昌院本堂

が開創され、また真福寺が近世寺院として開創されてくる。そしてこれら六か寺の寺院と一社が近世を通して、市域の人々の生活に細部にわたって影響を持つこととなるのである。

旗本の寺社復興と近世寺院

市域には中世成立の寺社として福生村清岩院・長徳寺、熊川村福生院、熊川神社が存在することはすでに述べたが、これらの寺社は後北条氏の滅亡による政治的変化によって一時衰退を余儀なくされたであろうことは想像に難くない。またこれは寺社のたどった歴史としては一般的なことであり、珍しいものではなかった。こうしたなかれの中に当地方でも寺社中興者として江戸幕府のもとで当地方を領した旗本の名がでてくるのである。

清岩院は旗本加藤勘助重正を中興開基、福生院は貞享年間（六_六〇〜六_七）九世玉心□琢（元禄一六年六月一日寂）のとき旗本長塩善衛尉正勝の補助をうけ、諸堂を充実したので中興開基としている。また真福寺は現地に覚円が再建し旗本田沢氏が不動堂を建立し、時代は下るが寛政一二年（八〇〇）製作された梵鐘^{ぼんしやう}には大檀那として田沢久左衛門・家臣島田左右平の名が見え、その後の外護^{げご}がうかがわれる。また熊川神社は正保三年（六四六）九月の「礼拝宮上葺再興棟札」によれば、その再興の本願は熊川村旗本長塩又左衛門尉であった（『寺社』133）。

しかしこうした旗本によって中興された寺社のほかに、近世に

入って恐らく村人たちの望みによってであろう寺院が建立維持されるようになる。

宝蔵院はその創建は明らかでないが、大久野村（日の出町）西福寺末ですでに寛文期からその名が見える。しかし宝永元年（一七〇四）一月月の宝蔵院薬師堂鐘銘には領主名は見えず、「当惣村中」の勸縁と「十方有縁檀衆」の奉加という村人たちの努力によって製作されている（『寺社』59）。こうしてみると宝蔵院は住僧と村人の努力によって建立されたものと考えられる。千手院は立川市普濟寺の末寺で開山は夷春□伯（元和九年一〇月二一日寂）とし、中興は三世有伝□運（延宝四年一〇月二五日寂）とある。この寺も特別の開基は伝えないが、その過去帳を見ると元和元年（一六五）の石川氏とあるのがもっとも古い。寺伝によれば寺はもと現地の東北、多摩川沿岸にあったが、大洪水の爲境内地が崩欠して流地となったので現境内地に移したという。寺とのかかわりから察すれば熊川村名主石川氏が実質の開基となるのであろう。

旧福生村域に真言宗永昌院がある。この寺院の成立も明らかでないが、文政四年（一八三）五月の福生村の「村差出明細書上帳」（『近世1』13）に当山派修験として柴崎村養善院触下永昌院とある。江戸時代末期の文久三年（一八六）四月には蚕神の関東の総元締常陸筑波郡村桑村寺より同地鎮座の蚕影神社（こかげ）の旅所として、お札などの取次を許されている（『寺社』2）。養蚕の盛んなこの地域の現世利益を祈禱する修験として、江戸時代後期に成立したのであろう。世話人に横田・八巻・高崎氏の名が見える。恐らく彼らが当初からの檀那ともいえるべき存在だったのであろう。しかし修験は寺院の持つ葬祭などの機能は、果たしえなかったことを付け加えておきたい。また江戸時代には現在のような伽藍がらんは存在していなかったものと考えられる。

これまで市域の寺社について概観したが、市域の寺社は江戸時代に入ると当地を領した旗本によって復興されるも

の、また寺院は近隣の僧侶の布教によってや、村人たちの要請であらたに成立をみるものなど様々であったが、これらは例外なく江戸幕府の宗教政策の末端を担うものとして村内で様々な役割を持たされることになったのであった。そこで次にどのような役割を果たさねばならなかったかについて寺院を中心に見ていきたい。

寺院と人別

これについては三章一節で詳しく紹介されているので詳細は譲るが、幕府が寺院を民衆統制の末端に位置づけたことを、語るに欠かせないものであるため簡単にみておきたい。

次に上げる資料は天保三年（一八三二）の多摩郡福生村の宗門人別書上帳の一部である（『近世1』116）。

高六斗三升五合

禅宗 長徳寺檀那

百姓 長右衛門 当辰五拾才

同人父 茂兵衛 当辰八拾才

同人伯母 き の 当辰六拾六才

同人倅 由太郎 当辰貳拾才

同人倅 長 藏 当辰拾六才

同人娘 か や 当辰拾壹才

道心 常 安 当辰四拾八才

ノ 七人内

男四人 道心 馬老足
女貳人 道心 老

（中略）

右は代々禪宗ニて拙寺檀那まづれニ紛御座無く候、若し御法度の宗門と申す者罷り出で候ハ、拙寺何方迄も罷り出で急度きつと申訳仕る可く候、以上

武州多摩郡小和田村 禪宗広徳寺末

同州同郡福生村

禪宗 長徳寺

市域の寺院には宗門人別改帳が残っていないため、福生村の名主重兵衛が江川太郎左衛門の役所に差し出した村の改帳を上げたが、寺院宗門人別改帳もほぼこの形態をとっている。つまり、長右衛門家三代にわたって家族一人一人の年齢・続柄・名前、また馬の数までが書き上げられているのである。そして最後に間違ひなく禪宗長徳寺の檀家であること、さらにもしほかより禁止されているキリスト教の信者であると訴え出られたときには、長徳寺がいずこへでも出向いて申し開きをすると述べているのである。これによって初めて長右衛門一家は市民権を得ることができたのである。ほかの農民たちも同様であった。

すなわちこれが当時の戸籍簿であり、寺院は宗門人別改帳の作成をおこなうことによって、幕府の民衆支配の一端を担わされたのであった。

身分保証と寺院　すでに述べたように、寺院は檀家の者たちが奉公や旅に出たりする際に、その身分を保証する宗旨手形を発行したり、結婚などの際に寺送り証文を発行したりする機能もはたしていた。

いくつか例を上げれば、延宝四年（一六五〇）七月、福生村の次左衛門が入間郡小川新田村の五兵衛宅に年季奉公に出かけたが、このとき、檀那寺であった福生村の宝蔵院は代官所あてに、次左衛門は自分の寺の檀家に間違ひないこと、



図Ⅲ-81 福生院本堂

またほかの者がキリスト教であると申し出たときには、申し開きは宝蔵院がすることを約する手形を出している(『寺社』58)。また宝暦九年(一七五九)二月、福生村の紺屋大坂屋忠助が同村長徳寺の檀家を離れて宝蔵院の檀家に移るが、このときもこれ以降宝蔵院で宗門改めを受けることを長徳寺が宝蔵院に申し送っている。次に婚姻の場合であるが、文政一三年(一八〇〇)正月に、福生村の百姓重次郎の娘かねが、熊川村百姓音八と清蔵の世話を受け、熊川村の安右衛門の元に嫁いでいるが、このとき熊川村の宗門人別帳に加えてくれるように、福生村の名主半六から名主弥八郎に送り手形を出している(『近世』136)。夫安右衛門がどの寺院の檀家であるかは不明であるし、このときの檀那寺からの送り証文も残っていないが、当然かねの証文も安右衛門の檀那寺へ届けられたものと思われるのである。

寺院と金融機能 寺院が伽藍の修造などの理由で村人から金銭を集め、これを利用することである。市域でも福生村宝蔵院や熊川村福生院などに、この祠堂金の貸し付け台帳ともいふべき「祠堂貸附覚控帳」が残されている。そこで次に、福生院の祠堂金の貸し付けについてみてみたい。福生院に所蔵される文政一一年(一八二八)二月の「当山永代祠堂貸附覚控帳」(『寺社』120)には「当山祠堂金

発願之事」としてそのいきさつが述べられている。これによれば福生院の祠堂金の発願は、元来福生院が貧寺であったので諸堂の修復もままならず、この状態を見た寺の世話人五人が考えた末、この年二月より檀家全員で一〇兩

表Ⅲ-65 文政11年2月福生院祠堂金借用人及び金額

借 用 者	連 印 者	金 額	引 当 (担 保)
三左衛門	名主八三郎	2分	屋鋪=而上木不残
茂左衛門	名主八三郎	1分	畑1反1畝23歩
清左衛門	名主八三郎	2分2朱	屋敷山上木不残
八三郎	組頭文右衛門	2両	下畑5畝歩・1反9畝5分
作左衛門	名主八三郎	3分	下畑1反6畝14歩
文蔵	名主八三郎	3分	屋敷山上木不残
銀蔵	名主八三郎	1両	中畑1反5畝23歩
重蔵	名主八三郎	2分	下々畑□畝12歩
奥右衛門	名主八三郎	1分2朱	切畑9畝10歩
仁右衛門	名主八三郎	3分	切畑4畝10歩・切畑4畝歩
源六	名主八三郎	2分2朱	林畑2反5畝10歩
木左衛門	名主八三郎	3分	林畑1反24歩
藤八	名主八三郎	1分	下々畑4畝2歩
長重郎	名主兵右衛門	1分	切畑9畝18歩

文政11年2月「当山祠堂貸附覚控帳」(福生院文書)より作成

金の貸し出しは、借用人と名主が組頭で連名でおこなわれたこと、また担保として屋敷や田畑が必要であったことがわかる。福生院はこの年に合せて八両二分二朱を貸し出し、利息は「両壹歩」とあるので一年間に約二両の収入があったことがわかる。こうして貸し出された祠堂金は返済に滞る借用人も出たのであろう、天保四年(一八三三)以降は借

を出しあい元金を作ったのが始まりであるという。そしてこれを貸し付け五〇両になったならば、ときの住職に利息金を渡して寺の守護、修復をおこなうように定めている。また元金は決して失うことなく取り計り、利息は年々二月中に世話人の立会いのもと計算し、寺の修復造作にかかった金の残金はまた貸し付けるようにとある。さらに他の土地の人へ貸し付ける場合には、その地の名主の奥印なしでは不可で、当寺の住職や世話人に貸し付ける場合でも簡単に貸し付けてはならないと定めるなど、祠堂金の取り扱いについては細部にわたって気を使っている。最後には本寺へも申し上げておく、とある。そしてこの資料では文政十一年二月から安政三年(一八五二)までの二九年間に二六人が祠堂金を利用したことがわかる。表Ⅲ-65はこのうち借用人人数が多い文政十一年の貸し出し金や借用人などを一覧したものである。これから祠堂



図Ⅲ-82 長徳寺本堂

用人・名主の連名以外に証人の連名が加わるようになっていった。

葬祭と檀家

葬祭は寺院にとってもっとも重要な役割であったことはいうまでもない。またこの役割を果すがゆえに、寺院は村人と深いかかわりを持ったといっても過言ではないであろう。

人々は死亡すると寺の過去帳に記載された。これは後の供養のためなどの目的であったが、この過去帳に記載された戒名・死亡年月日・俗名・生前の職業などは、当時どのような人々が住み、またどのような営み^{さま}をしていたかを知る重要な資料にもなるのであった。地域庶民の生き様^{さま}は近世でも資料に現われないことも多いから、これを補うものとして貴重である。ただし、その扱いについては人権の擁護の立場から慎重にしなければならないが、以下分析を試みてみたい。

まず、福生村長徳寺の過去帳からみたい。同寺の過去帳は当座式（死亡年ごとに戒名を記載したもの）で、万治二年（一六五〇）からの記載となっている。戒名の過去帳への記載は江戸時代の初期からみられる場合もあるが、この過去帳のように万治前後が一般のようであり、長徳寺もこの頃より死亡の後は過去帳に記載されるようになったものであろう。福生市史編纂の過程で各寺院にお願いして市内の寺院墓地の墓石調査をおこなったが（『寺社』付（福生の墓標資料）、同寺墓地で現在残っている墓標でも、寛文九年（一六六九）のものももっとも古く、やはりこの時期から戒名が過去帳に記載され、さらに墓

表Ⅲ-66 「長徳寺過去帳」戒名数編年・檀家分布

	長	荒	上	宿	馬	原ヶ谷	中福生	内手	堀籠	出本	橋場	出口	中	新田	新	田中	中房	上の原	神	前	車	橋	出	梅沢	八王子	秋山村	下谷	江戸	寺関係	不明	合計
1651～1660	1																												1	2	
1661～1670	5	1	1	1	2																								10	20	
1671～1680	2				2									4															26	36	
1681～1690	13	1	3	7	3																								53	80	
1691～1700	15	3			6	3	1	1																					1	29	59
1701～1710	14	5	3	4	1	3	1	1																					2	46	80
1711～1720	18	7	2	7		1			1																					18	54
1721～1730	32	21	3	13	10	4	1	3		1														1					3	1	93
1731～1740	25	23	4	17	14	4		3																					1	3	96
1741～1750	25	20	9	22	12	4	2	2		3																1			9	9	109
1751～1760	35	18	20	29	15	11	3	4		6																			1	4	146
1761～1770	36	14	26	27	14	6		9		2						1														1	136
1771～1780	27	22	7	16	9	10		6		1			1	1			1	1							1		1				104
1781～1790	29	14	13	32	17	7	1	7											1												121
1791～1800	31	10	17	22	11	4		7		1																				2	105
1801～1810	42	19	5	24	9	7		3											3												112
1811～1820	19	21	1	24	16	6		1											11												99
1821～1830	30	14	7	29	11	2								4					13	4											114
1831～1840	59	15	12	31	13	3					2	1						1	15	3						1	2		1	1	160
1841～1850	39	19	5	34	8	1													14	1		3					1				126
1851～1860	22	21	3	18	6	5				1	1			4					16	1	2						1				100
1861～1870	39	1	8	12	12	3				1			2	23					15	6		1	1								124
合 計	558	269	149	377	188	82	9	47	1	16	3	1	3	5	31	1	1	2	92	15	2	4	1	1	1	1	5	1	9	204	2076

標が建てられるようになったであろうことがわかった。表Ⅲ-66は時期別の戒名記載人数と檀家の分布をみたものである。これによれば長徳寺に近い長沢が五五八ともっとも多く、ついで宿三七七、荒二六九、馬（馬喰ヶ谷戸）一八八、上一四九の順でほかに原ヶ谷戸、内出とつづく。さらに一八〇〇年以降から神に檀家が現われてくることがわかる。そのほか二〇か所ほど檀家の分布が確認できるが、江戸時代を通じて大方は長徳寺近辺に檀家が分布していたことがわかる。また戒名の記載数であるが、天保の大飢饉時（一八三〇〜一八三三）に増加すると考えられたが、一六〇と確かに増加してはいるが目立っての増加とはいえないようである。

つぎに長徳寺の檀家はどのような戒名を受けていたのであろうか。表Ⅲ-67は年代別の戒名一覧である。院殿十居士・大姉から二字十ぜじしやうもん禪定門・禪定尼までが大人につけられる戒名で四字・二字十童子・童女は子供の戒名である。また禪定門・禪定尼よりも信士・信女が上位の戒名で二字よりも四字のほうが上位と一般的にはなっている。このように目で見ていくと長徳寺檀家の大人の場合は、四字十禪定門・禪定尼がすべての時期を通して九八五ともっとも多く、ごく一般的な戒名といえる。通例では禪定門・禪定尼から時代を下るにしがって信士・信女が増加する傾向にあるというが、この場合はほとんどそれが見られない。つまり、過去帳に戒名が記載されるようになって以降、信士・信女や居士・大姉などの戒名を受ける家が決まっており、それらの家以外は禪定門・禪定尼に固定されていたと考えられる。多少の変動はあったにせよ、檀家内の身分の変化はみられなかったものと推測できるのである。子供の場合は一六八〇年代から記載されるようになる。当然これ以前にも死亡した子供がいたであろうが、戒名はここまで見えなということは、子供に対する戒名をつけての葬式はこの頃からおこなわれるようになったのであろう。

つぎに熊川村の千手院過去帳をみたい。同寺には当座式のほかに日ひぐり操式（死亡日ごとの記載）もある。表Ⅲ-68・69

帳」戒名別人数変遷表

四字+ 禪定門 禪定尼	二字+ 禪定門 禪定尼	四字+ 童子 童女	二字+ 童子 童女	その他	小 計	合 計
					1 (1)	2
5 (9)	(3)				6 (14)	20
9 (15)	4 (4)				15 (21)	36
12 (28)	3 (9)	1	12 (8)	1	33 (47)	80
14 (13)	14 (6)		5 (2)	1	37 (22)	59
18 (15)	13 (14)		2 (3)	3	40 (40)	80
11 (15)	4 (10)		4 (1)	2	24 (30)	54
22 (19)	(18) (20)		1 (1)	7 (1)	50 (43)	93
23 (14)	27 (19)		1	7 (1)	59 (37)	96
21 (27)	14 (15)		15 (9)	2	54 (55)	109
28 (32)	3 (10)		33 (25)	3 (1)	75 (71)	146
(35) (30)	11 (5)		22 (21)	1	77 (59)	136
18 (33)	6 (7)		13 (14)	2 (1)	47 (57)	104
35 (44)	7 (10)		7 (6)	6 (1)	56 (65)	121
22 (23)	5 (8)		16 (16)	4 (5)	52 (53)	105
30 (33)	5 (3)		17 (12)	(1)	58 (54)	112
28 (29)	1		12 (9)	2	52 (47)	99
33 (18)			19 (18)	1 (3)	65 (49)	114
29 (36)	2 (2)		33 (26)	5 (1)	79 (81)	160
25 (16)	1 (1)	1	26 (31)	2	64 (62)	126
21 (30)	1		6 (13)	2 (3)	42 (58)	100
32 (35)			11 (9)	(4)	59 (65)	124
471 (514)	139 (146)	2	255 (224)	51 (22)	1045 (1031)	2076
985	285	2	479	73	2076	2076

第1節 農民の生活と寺社

表Ⅲ-67 「長徳寺過去

	院殿+居士 大姉	院+居士・信士 大姉・信女	四字+居士 大姉	二字+居士 大姉	四字+信士 信女	二字+居士 信女
1651~1660			1 (1)			
1661~1670			(1)		1 (1)	
1671~1680			1 (1)		1 (1)	
1681~1690					3 (2)	1
1691~1700					3 (1)	
1701~1710			2 (2)		2 (2)	(4)
1711~1720			2 (2)		1 (2)	
1721~1730			1 (2)		1	
1731~1740			(2)		1 (1)	
1741~1750				(2)	2 (2)	
1751~1760			3 (1)		5 (2)	
1761~1770			4 (1)		4 (2)	
1771~1780			3 (1)		5 (1)	
1781~1790			1 (3)		(1)	
1791~1800					5 (1)	
1801~1810			3 (2)		3 (3)	
1811~1820			3 (4)		6 (5)	
1821~1830			4 (5)		8 (5)	
1831~1840			7 (4)		3 (12)	
1941~1950			3 (10)		6 (4)	
1951~1960		(1)	5 (2)		7 (9)	
1961~1970		1 (2)	7 (6)		8 (9)	
小 計		1 (3)	50 (50)	(2)	75 (66)	1 (4)
合 計		4	100	2	141	5



図Ⅲ-83 千手院本堂

は長徳寺と同様の方法で分析したものである。まず表Ⅲ-68から戒名数の変遷と檀家の分布をみたい。同寺の過去帳の記載は江戸初期の元和元年（一六五）からある。これは千手院の開創にかかわったと思われる石川家のもので、他家の戒名が記載されるのは正保元年（一六四）以降であり、先に見た長徳寺より若干早いのが本格的な記載は一七世紀後半とほぼ同時期である。その分布は千手院周辺の南・新田・内出がほとんどであり、一八世紀後半から牛浜に檀家ができたことがわかる。分布範囲の狭さは近世成立寺院の檀家分布範囲の特徴がよくみて取れる。つぎに表Ⅲ-69から戒名の変遷を見よう。やはり四字十禅定門・禅定尼が全時期を通じて大部分を占めるが、長徳寺と違うところは、まず院十居士・大姉が散見されることである。しかしこれのほとんどは開基家と考えられる石川家の戒名で、開基家がいかに重要視されていたかがよくわかる。またもう一つは、一七三〇年代まで二字十禅門・禅尼が一五三戒名あることである。この戒名は二字十禅定門・禅定尼より低い戒名と考えられ、これが三〇年代を境に一度も用いられないようになる。この理由ははっきりしないが、人々がより上位の戒名を求める要求に寺側が応えたことによるためのものかもしれない。つぎに子供をみるとやはり一七〇〇年代から戒名が現われ、戒名をつけて葬式をおこなったことがわかる。

これは両寺の過去帳にかぎったことではないが、もともとの戒名の脇に院号などの上位の戒名を付け加えたものを

第1節 農民の生活と寺社

表Ⅲ-68 「千手院過去帳」戒名数編年・檀家分布

年代	村小名	南	新田	内出	牛浜	福生	永屋	五神	北村	拝島	その他	不明	合計
1611～1620		1										1	2
1621～1630		1										2	3
1631～1640													
1641～1650		2	3	2						1		1	9
1651～1660		5	4									13	22
1661～1670		5		7			1		1	1		11	26
1671～1680		14	10	9		3	2					20	58
1681～1690		17	20	13			2	1				14	67
1691～1700		18	19	16				1				8	62
1701～1710		26	16	18								7	67
1711～1720		37	27	4								3	71
1721～1730		22	24	9								1	56
1731～1740		29	29	11						1		2	72
1741～1750		35	27	8								3	73
1751～1760		34	33	6								4	77
1761～1770		30	33	19								2	84
1771～1780		32	18	8								5	63
1781～1790		32	29	5	4							2	72
1791～1800		25	8	13	7								53
1801～1810		14	14	4	15							8	55
1811～1820		24	6	8	19							4	61
1821～1830		27	9	9	28							5	78
1831～1840		24	16	11	12							2	65
1841～1850		48	21	6								2	77
1851～1860		27	15	11							1	1	55
1861～		27	5	1	18						2		53
		556	386	198	103	3	5	2	1	3	3	121	1381

いくつか見かける。これは子孫が寺院に私財を寄進したりしてその代わりとして与えられたものが多い。例えば福生の宝蔵院の過去帳を見ると、吉五良の子孫が彼の菩提のため同寺に山一か所を寄進するが、この功德くどくによって院号十居士が贈られたことが見える（『神社』69）。これは寺側とすれば功德・喜捨きしやに対する返礼というべきものであったであろうし、檀家としてみればより

去帳」戒名別人数変遷表

四字+禪定門 禪定尼	二字+禪定門 禪定尼	四字+禪門 禪尼	二字+禪門 禪尼	四字+童子 童女	二字+童子 童女	その他	小計	合計
1							3 (2)	5
3			3 (2)				7 (2)	9
5			1 (2)				7 (15)	22
(10)			3 (3)				15 (11)	26
11	(1)		12				30	58
(15)			(11)				(28)	67
15			14		1	1	34	67
(12)	(1)		(18)				(33)	62
18			12	1			33	62
(11)			(16)				(29)	67
13	3		13		2	1	37	71
(13)	(1)		(10)		(3)		(30)	56
12	3		9		6		36	72
(10)	(4)		(12)		(6)		(35)	73
11	6		5		7	1	33	77
(5)	(5)		(2)		(8)		(23)	72
12	12		3		15	3	47	73
(7)	(8)		(2)		(5)		(25)	77
11	6				17	3	39	84
(9)	(14)				(8)		(34)	63
9	7				19	2	42	72
(15)	(6)				(10)		(35)	53
18	7				19	1	48	61
(15)	(9)				(8)	(3)	(36)	78
14	7				6	3	35	65
(11)	(2)				(6)	(1)	(28)	72
14	7				6	6	36	53
(17)	(10)				(5)	(2)	(36)	27
6	3				9	3	27	(26)
(11)	(6)				(5)	(1)	27	(28)
10	5				7	3	27	26
(6)	(6)				(9)	(2)	(28)	(35)
9	5				10	1	26	48
(17)	(6)				(10)		(35)	(30)
21	5				13	2	39	(26)
(10)	(2)				(10)	(2)	39	30
4	10				18	2	39	(38)
(10)	(5)				(8)	(1)	(26)	30
11	5				19		39	(25)
(13)	(1)				(15)		(38)	28
9	4				7	3	30	(25)
(11)	(2)				(4)		28	(25)
11	2				6		28	
(10)					(6)		(25)	
263 (245)	97 (89)		75 (78)	1	187 (126)	35 (12)	746 (635)	1381
508	186		153	1	313	47	1381	1381

表Ⅲ-69 「千手院過

	院殿+居士 大姉	院+居士・信士 大姉・信女	四字+居士 大姉	二字+居士 大姉	四字+信士 信女	二字+信士 信女
1641 以前		2 (2)				
1641～1650		1				
1651～1660		1 (1)	(1)		(1)	
1661～1670					1	
1671～1680		2	(1)		1 (1)	
1681～1690		1 (1)	1		1 (1)	
1691～1700					2 (2)	
1701～1710			(1)		5 (2)	
1711～1720		2 (1)	1		3 (2)	
1721～1730		(1)			3 (2)	
1731～1740					2 (3)	
1741～1750					2 (3)	
1751～1760					5 (4)	
1761～1770					3 (1)	
1771～1780		1 (1)	1		3 (7)	
1781～1790		1			2 (2)	
1791～1800		1			5 (3)	
1801～1810		(1)			2 (4)	
1811～1820					1 (2)	
1821～1830					7 (6)	
1831～1840		2			3 (2)	
1841～1850		(1)			4 (8)	
1851～1860					7 (8)	
1861～1870		1 (1)	1		7 (8)	
小 計		15 (10)	4 (3)		69 (72)	
合 計		25	7		141	

上位の戒名が先祖の救いになるという認識に基づく喜捨であったのであろう。ここに葬儀を執行し戒名を授ける寺院と先祖の菩提を願う檀家が、より密接な関係を持たねばならなかった理由の一端を垣間みることができるのである。

その他の役

これまで特に寺院の持つ役割についてみてきたが、このほかにもいくつかの役割があった。真福寺は

割

寛政二年（七六〇）の熊川村の議定においてその調停役を努めている（『寺社』17）。また後述するよう

に寺院僧侶は長年の修行によって多くの知識を得たことから、村人の教育にかかわったことは他地域の事例をみても充分理解できる。こうして寺院は各方面で村人たちと深くかかわり、だからこそ村人は住職の横暴などには、ときとして抵抗したものの、そのかわりは切れることはなかったのである。

寺院住職と

檀家

これまで寺院のもつ役割の一端について述べてきたが、寺院機能はどのように維持されていたのであろうか。現在の寺院は本山などは別として、ほとんが住職世襲制となっている。しかし少なくとも

戦前までは血縁で繋^{つな}がることはなかった。これはときとして無住という状態になることも意味していたのであった。

宝蔵院は明治二年（一八九）、当時の住職憲道が復職して宮本豊恭と名乗り、神明社の神官となったため廃寺となってしまった。このため歴代の住職も明らかにできない部分も多い。しかし資料上からは寛文四年（一六六四）には覺養という住職が確認できて以降、憲道まで二人の住職が確認されている。寺院は宗門改帳の作成や、葬祭、旅行・結婚時の証文発行など、当時の檀家の社会生活における重要な部分を占めていたから、檀家にとっても当然ながら檀那寺の存在は重要であり、維持しなければならない存在であった。しかし寺院の住職になることは僧侶側からしても簡単ではなく、ときとして住職のいない状態、つまり無住になることもまま見られたのである。これはとりも直さず、前述の機能が果たされず檀家にとって重大問題であったのである。

ここでは、文政・天保頃の住職であった泉浄と成聖を例にとって、その仕組みや檀家の住職交替時における対応などについてみてみたい。

宝蔵院住職尊啓は文政八年（一八二五）九月一七日に病死する（『寺社』152）。すると同九年八月宝蔵院檀家総代佐兵衛以下三名は本寺西福寺（日の出町）に次のような内容の書状を送った（『西福寺文書』）。それは宝蔵院が長く無住であったので、前住職の弟子泉浄法印を次の住職にしたいことを願うものであった。またこの後住願いと合せて、隣寺であった草花村花蔵院は同月宝蔵院檀家中から後住として願い出た泉浄は同寺の法類であることは間違いないく、宝蔵院の住職となった後は花蔵院が一切の責任を持つことを述べた誓約書「法類請書」を送ったのである（『西福寺文書』）。同月にはこれが認められたのであろう、宝蔵院住職となった泉浄は、これまた誓約書の一つである「請書」を西福寺に送っている（『西福寺文書』）。それは幕府の法度や宗門の諸法度の遵守、寺門の興隆と坊舎の修復、諸行事の励行、寺の財産である什物や山林田畑の守護、山林竹木伐採時の本寺への伺い義務、住職交替時における諸什物の改めと引渡し、借財は寺の借財にせぬことを誓っているのである。そしてこれは当然隣寺花蔵院、檀家総代たちの連名であった。つまり尊啓の後住は檀家総代の願いによって、その弟子で花蔵院の法類である泉浄をむかえることとなり、泉浄も本寺へ誓約書を提出して晴れて宝蔵院の住職となれたのである。

後住を決定しなければならないのは住職が死亡したときだけではなく、特に真言宗寺院の住職は他寺へ移転することも多く、このときにはまた檀家は新住職を迎えに奔走しなければならないかった。

天保六年（一八三五）宝蔵院住職誉城は本寺西福寺に転住するが、檀家中は平井村常福寺（日の出町）の成聖を後住に願い出て許されている。そのいきさつは宝蔵院の住職誉城が本寺転住が定まると、同年三月二日成聖に本寺西福寺

別席で宝蔵院へ転住の旨打診があり、法類へ相談の上返答すると答えた。翌日横沢大悲願寺の集会のおり、川口円福寺（八王子市）・高尾大光寺（五日市町）・同如意輪寺や大悲願寺方丈などに相談の上承諾した旨返答した。これを受けた宝蔵院檀家総代田村勘次郎と町田佐兵衛が常福寺を訪れた。常福寺では川口円福寺を仲介として檀家総代良助・半兵衛と相談したが、総代は転住を認めぬ旨宝蔵院へ申し送ってきた。そこで宝蔵院檀家総代は樽酒を持参してふたび常福寺総代に願いにきたのであった。そして転住は五月二十四日と決り、この日は宝蔵院檀家総代が成聖を常福寺まで迎えに出て、常福寺檀家も見送ったのであった。そして八月二六日の入院披露には平井の檀家総代のほか縁故のものたちまでも招いて馳走している（『寺社』76）。

このように住職の入院は当然ながら寺院間のやり取りだけではなく、その檀家総代などの並々なぬ努力が必要だったのである。

僧侶の履歴

では檀家総代などの並々なぬ努力によって迎えられる寺院住職は、どのようにして僧侶になったのだろうか。尊啓の履歴をひもといてみたい。

宝蔵院の本寺西福寺には尊啓の履歴書ともいうべき「起立書」がある（『寺社』155）。虫食いが多く不明な部分もあるが以下見てみたい。尊啓は上野国甘楽郡小幡家中増田彦四郎の子で啓太郎と称し、安永三年（一七五四）三月に生まれている。天明元年（一七八一）四月二一日、九才で同国同郡の宝勝寺で得度（とくど）（剃髪・染衣して仏門に入ること）し、同三年四月一歳で宝勝寺で真言宗の僧侶として初めて講義の席に列する新加（しんか）を勤めた。同六年一四歳のとき同寺において真言宗の儀式である護摩（ごま）を執行（しゅぎょう）した。同八年三月一六歳のとき信濃国滝宮竜水寺で、真言宗の法を受ける儀式の灌頂（かんじょう）をおこなっている。こうして法を継いだ尊啓は、本山大和国の長谷寺小池坊に七年間留学して修行したのであった。虫

食いのためその後の履歴は不明であるが、どちらかの寺院の住職を勤めたことは疑いない。この起立書を提出した文化二年（一八〇五）で法臘（僧侶になってからの歳）二二歳、世寿（生まれてからの歳）三二歳であった。また仮名を大詮、実名を尊啓といったのである。この起立書はその差し出し人が「御末寺福生村宝蔵院看坊尊啓」とある。看坊とは留守居の僧侶のことであるから、当時尊啓は留守居僧で、恐らくこの起立書は尊啓が宝蔵院住職になるに当たっての、履歴書提出であったものと考えられる。いずれにしても尊啓は生まれて三二歳、僧侶になって二二年で宝蔵院の住職になったことがわかる。

真言宗の僧侶は修行の度合いなどによって僧階が上がっていったが、これは禪宗でも同じことであった。清岩院には「職状」が残されている。これは僧侶の僧階の辞令ともいうべきものである。臨済宗五山派の僧階は座元―首座―蔵主―侍者―喝食にわけられる。侍者から蔵主、蔵主から首座、首座から座元と昇格していくためにはいくつかの関門を通らねばならなかった。しかし二七世水巖宗器の職状を見ると、同日に蔵主から首座に昇格している。また同月に座元に昇格するなど、江戸時代末には昇進はかなり形式化していることがわかるのである。とはいえ、檀家は僧階の高い寺院住職を神々しく思ったに相違ないし、それは成仏するに頼もしい存在であったのである。当然こうした僧階の昇格にもそれ相当の金銭が必要であったから、それと引き換えに檀家は浄財の喜捨を怠らなかったのである。

寺院の行事と勸化活動

寺院の行事といえば、葬祭とそれにとまなう施餓鬼などが思い浮かべられるし、これは近世も現代もあまり相違がない。福生市域の寺院は、すでに述べたように真言宗と臨済宗に分かれるが、どちらかというと、臨済宗は葬祭に力を入れて地域社会に根を下ろした宗派で、真言宗は葬祭のほかに祈禱や勸進活動によって地域や庶民とむすびつきが深い宗派といっても過言ではない。

宝蔵院は「過去帳」を見れば、すでに江戸時代初期の明暦元年（一六五五）に最初の記述があり、それ以降明治初年（一八六八）まで地域の奈賀・牛浜・長沢・内出などに檀家を持ち葬祭をおこなっていたことがわかる。しかし祈禱活動はさらに活発であった。宮本文書の文政一二年（一八二〇）一二月の「釜住連控帳」（『寺社』73）によれば、宝蔵院住職は一二月一〇日伊奈村千日堂前（五日市町）を初日に、一五日二ノ宮・平沢（秋川市）、一六日高瀬（秋川市）、一七日原ヶ谷戸・牛浜、二一日宿、二二日宿、二三日長沢、二四日長沢、二五日馬喰竹、と総軒数一八〇軒の家々で二本結弊と釜注連張りをおこなっている。また同六年四月の初護摩では一月で三兩二朱の祝い金を集めている。

また寺院の勸化活動も活発であった。享和三年（一八〇三）三月には福生村新堀の金毘羅大権現再建のための勸化がおこなわれ、奉加帳が作成されている（『寺社』67）。この資料は宮本文書であるので、宝蔵院がその勸化主であったものと考えられる。奉加帳の前文によれば、新堀の金毘羅大権現は、当村の目黒海道にあった鎮守、天照皇大神宮本社の傍らにあったが、元文年中の玉川上水掘替えのとき、その揚土場へ本社末社とも引き移った。しかし両社はその後破壊してしまったという。のち鎮守伊勢大神宮は再建されたが、末社の金毘羅大権現は再建できずにいた。近年近所に種々の霊驗が現われ、村人たちはこれは再建されない金毘羅大権現の怒りであるというようになった。そこで神の怒りを鎮めるために、近隣の人々に勸化を求め再建したい、という趣旨のものであった。これに応えたのが、福生村はもとより、川崎・友田・羽村などの近郷の人々であったし、また講中・女中であった。この勸化で約一一両が集まったのであった。

千手院には名主石川弥八郎の発願で檀家や近郷の村々に勸化し寄付された大般若経六〇〇巻がある（『寺社』103・104）。大般若経の表紙裏や裏表紙に一巻ずつ寄付者の所在地・名、さらに「家内安全」「為〇〇菩提」などの寄付目的

第1節 農民の生活と寺社

表Ⅲ-70 千手院大般若經寄進者所在及び人数一覧

市・町・村名	寄 進 者 所 在	人数	市・町・村名	寄 進 者 所 在	人数
八王子市	八王子八幡宿	13	五日市町	五日市	5
	八王子八日市	3		五日市村	4
	八王子横山宿廿四日場	1		五日市上宿	4
	八王子横山宿	1		五日市中宿	1
	八王子小門宿	2		五日市下宿	4
	八王子八木宿	1		上町	2
	戸吹村	11		中町	2
	宮下村	11	小 計		22
	栗須村	4	青 梅 市	青梅村	1
	高月村	13		成木村	1
	高月村円通寺内	1	小 計		2
	滝山村	1	日の出町	平井村	1
	滝村落合念仏講中	53		下平井村	9
左入	1	下平井村十石		1	
梅坪村	1	小 計		11	
小 計		153	立 川 市	砂川上二番組	17
秋 川 市	二之宮村	21		砂川上三番組	11
	小川村	69		砂川上四番組	9
	小川村法林村	4		砂川下二番組	1
	野辺村	13		砂川下三番組	2
	引田村	1		砂川下四番組	1
	草花村	1		砂川村下田堀	1
	雨間村	6		砂川村前新田	4
	菅生村	3		砂川村田堀	3
	下菅生村	1		砂川村羽尾	1
	平沢村	5		殿ヶ谷新田	1
	油平村	2		柴崎村	33
	淵上村中	1	小 計		84
	小 計		127	奥多摩町	郷地村
福 生 市	牛浜村	18	小 計		23
	福生村	45	足 立 区	本木村	1
	福生村馬喰ヶ谷戸	2		小 計	
	福生村長沢	2	大 田 区	羽田村	1
	福生村上屋鋪	1		小 計	
	福生村宿	1	江 東 区	深川富川町	2
	当所	3		小 計	
	当寺弟子	1	墨 田 区	本所中ノ郷	5
	熊川村南	1		小 計	
	熊川原	1	中 央 区	住吉町	1
	小 計			75	堺町
昭 島 市	大神村	11		堺町中村座額屋講中	1
	田中村	5		堺町中村座	1
	福島村	16		堺町源治店	13
	宮沢村	7		横山町	5
	作日村	8		和泉町	6
	拝島村	2		日本橋左内町	2
	拝島村上	4		大阪町	2
	拝島上宿	1		江戸	1
	中神村	45	小 計		72
上川原村	15	不 明	小 計		11
小 計			114	総 合 計	
瑞 穂 町	箱根ヶ崎村	3	*講中とあるもので人数の不明の場合は 1とした。		
	村山殿ヶ谷戸村福正寺	1			
	栗原新田	1			
小 計		5			
羽 村 市	五神村	9			
	川崎村	39			
小 計		48			

*講中とあるもので人数の不明の場合は1とした。

が書かれている。表Ⅲ-70はその奥書部を一覧したものであるが、現在の福生市はもとより八王子市・秋川市・昭島市・瑞穂町・羽村市・青梅市・日の出町・立川市・奥多摩町と、福生市を中心にまさに近隣に勧化がおこなわれていることがわかる。さらに注目されることは江戸の府内、特に現在の中央区と江東地域にまでおよんでいることである。

年 月 日	金 額	用 向
天保12年		
1月2日	495文	年始紙代
2日	464文	年始つけき140束
3日	200文	普門寺年始
4日	195文	地頭年始
4日	100文	子供兩人
6日	220文	砂川へ年始
1月15日	200文	口福寺年始
23日	1両3分	伊兵衛貸地代金
23日	2貫624文	源助無尽
26日	1貫300文	寺小遣渡ス
2月14日	2朱	直右衛門無尽
14日	120文	春入用
金	6両1分 14貫835文	

年 月 日	金 額	用 向
〈入 方〉		
2月25日	1両 3朱1貫353文	勘定残り
3月1日	1分2朱 200文	亀藏殿父礼
6日	2朱 250文	送物代
4月11日	1分 100文	吉右衛門嫁平蔵子送物代
5月6日	1分 200文	吉右衛門嫁礼
6日	900文	送物代安右衛門父
6月23日	2朱3貫480文	小作料
23日	2分2朱 258文	竹代利分共
23日	1貫812文	地代金利
8月晦日	1貫500文	送物代源助
9月5日	6貫379文	盆供料
5日	2分	源助母礼
5日	200文	色代同人
28日	250文	セガキ料利
11月25日	2朱3貫480文	小作料
25日	1貫812文	地代金利
25日	1両3分	地代金成上
25日	750文	くす代
天保12年		
1月24日	3貫176文	年玉
29日	1分1朱 172文	竹代
金	6両 26貫464文	
勘定残り	2分ト1貫880文	

第1節 農民の生活と寺社

表Ⅲ-71 福生院諸出入用一覧（天保11年2月～12年2月）

なぜこれほど遠いにもかかわらず、府内で勧化に應えるものがいたのかは不明であるが、石川弥八郎家との関係であろうか。勧化は一般に趣旨文を携えた寺院僧侶などが村々を回るのであるが、その勧化は福生近隣はもとより、遠く江戸府内にまでおよび、個人の奉納のほか「中村座額屋講中」など講中による寄付も多かった。この江戸時代後期の

年 月 日	金 額	用 向
〈出 方〉		
2月15日	100文	菓子料清岩院へ
19日	81文	春入用
3月3日	2朱	留主居へ代香料
8日	1分2朱	狭箱ふた切賃共
14日	1分3朱	流久26両2分
23日	1分2朱	源助無尽
27日		戸隠
4月13日	3朱	とこや扶持
13日		同わら代7わ
14日	2朱	直右衛門無尽
29日	1分3朱	かや代1つり
5月7日	2朱	留主居へ代香料
7日	1分	着物代
7日		野辺沓沢おけや
14日	2朱	直右衛門無尽
6月		寺人別
18日	300文	ほうき
23日	180文	夏納
7月3日	1貫370文	本山開山忌
10日	112文	こや仕切
23日	100文	源助無尽
14日		普門寺盆供
	200文	セカキ入用
	406文	盆中小遣寺へ
	1貫文	留主居へ代香料
	1分	酒代セガキ
8月15日	2朱	直右衛門無尽
8月14日	2朱	秋成
9月11日		雨間無尽
15日	1分2朱	開山忌
10月13日		源助無尽
23日	1分2朱	三ッ峰山
26日	54文	直右衛門無尽
11月14日	2朱	鍋1ツ
14日	1朱	200文
23日		冬納
12月12日	1貫626文	太神宮
22日	100文	こや仕切
	100文	清岩院へ使作左衛門
22日	100文	水車
	56文	9月分酒5合砂川隠居
26日	80文	白米1斗3升
26日	1貫300文	餅米3升
26日	372文	

千手院大般若經の奥書によって、当時の庶民たちのもつ勸化に応えるエネルギーをうかがい知ることができよう。

寺院の諸出入 表Ⅲ-71は福生院の天保一一年（一八四〇）二月から、翌一二年二月までの寺院の家計簿ともいべき万
 入用 でいりひかえ 出入控帳である（『寺社』121）。これより寺院は一年間でどれだけの金が入り出ていたかを見てみ

たい。まず出金であるが、寺院関係では本寺秋川市の普門寺などに年始にかかるほか、福生村の清岩院へ菓子を送るなどかわりをもっている。また七月三日の本寺開山忌、一〇月一日の自坊の開山忌に当然ながら出金している。お盆にはやはり本寺に二〇〇文送るなど、出金が多えない。本寺や周辺の寺院との付き合いが大切であったことがよくわかる。俗世の支配者筋地頭への年始も怠りない。三月二十七日の戸隠、一〇月二十六日の三ツ峰、一二月二日の太神宮へあわせて一六六文支出している。各神社からの勸化に応じたものであろうか。お盆の檀家に対する施餓鬼も施餓鬼代が入るばかりでなく、酒代などが二朱四〇六文かかっている。この資料で多く記載されているものに無尽がある。三月二三日・七月二三日・一〇月二三日には源助無尽に計一兩二朱、四月一四日・五月一四日・八月一四日・一月一四日には直右衛門無尽に計二分、九月一五日には雨間無尽に一分二朱と総計二兩が支出されている。無尽は庶民の金融の一つであるが、福生院もこれに参加して寺院経営の糧かたとしていたのであろう。このほか、一二月二日水車に五六文支出している。これから福生院寺領に水車で水がかかる土地が存在していたことがわかる。次に収入であるが、やはり小作料や地代がその大半を占めている。そのほか、吉右衛門の嫁取りに尽力したのか、寺送証文を出したのかは不明であるが、四月一日と五月六日贈物と礼金を受けている。合せて二分三〇〇文と高額であった。

以上福生院の出入控帳をみてきたが、残りは二分と一貫八八〇文とほぼ出入はとんとんであった。

寺院の不覚

寛政一二年（一八〇〇）一〇月一日真福寺は名主利八あてに一通の書状を送った（『寺社』25）。その写しが寺に残っている。端裏には「押込一件」とある。内容は一〇月九日夜真福寺に夜盗が押し込み、次のものが紛失したというのである。

一 金二両三步ト錢四百文

一 緒股引 一足

一 草鞋懸 一足

右二品当寺之分

一 金一両ト錢五拾八文程 但シ鼻紙袋ニ入ル

一 輪袈裟 一ツ

一 風呂敷 二ツ

一 錢二百文

右四品兄弟子真照寺分

これらの品が紛失すると、真福寺は早速本寺大悲願寺へ届け出たが、住職はまだ継目披露が済んでないので、名主利八を通して地頭所へ届け出てもらうように頼んだのである。夜盗は住職の継目披露の時期を狙ったものか、ままと、兄弟子真照寺分の錢や持ち物、それも鼻紙袋に入っていた錢までも盗み取ったのであった。こうした例はまだある。宝蔵院過去帳によれば、住職寛仁は天明二年（一七六一）境内の観音堂の本尊観音像が盗難に遭い、このために観音古仏を再造している（『寺社』69）。なんと宝蔵院では信仰の対象である観音堂本尊が盗難にあったのである。寺院は

すでにみたようにときとして無住の場合があり、また無住でなくともその本堂などにある什物は、多額の金になることもあって盗難がしばしばあったのである。什物は寺院の財産であり、泉淨が宝蔵院入院に当たり、本寺西福寺へ出した誓約書で誓っているように、寺の財産である什物の守護、住職交替時における諸什物の改めと引渡しは、住職の重大な責務であった。このため寛仁は、同三年五月二日に仏師左忠より、左忠が四ツ谷北寺町の光円寺に預けてあった観音像を、金一両一分で買い取ったのである（『寺社』64）。ちなみに宝蔵院の一七年後の寛政一二年四月十五日の什物改帳には、本尊不動明王を始めとして、たらい、ほうきなどの小物にいたるまで、総計一一六件の什物が書き上げられている（『寺社』66）。このなかに観音堂本尊一体がある。これは寛仁が求めた観音像であったと思われるのである。

寺院と神 市内を歩いてみると寺院のほかに、神主をおかないような小社が鎮守林に囲まれてたゞずんでいるの
社・小祠 を目にすることが多い。これらの神社は近くの大きな神社の神主を招いて祭りをおこなっているが、

江戸時代は少し様相が違っていた。

表Ⅲ-72は幕府の編纂地誌『新編武蔵風土記稿』に記載されている市域の神社を一覧したものである。これで見ると熊川村の礼拝明神社は別格で、神職として河内が祭礼などを取り仕切っていたが、そのほかの神社は○○社と名はついているが、拝殿も縁起もない「小祠」であった。また、礼拝明神社を除いた一二社の内五社までが、村内の寺院持ちであった。では福生村神明社の春の湯花祭礼は、どのように執りおこなわれたのであろうか。現在はどんなに小さな神社でも神主がいなければ、近くの大きな神社の神主が招かれ神事をおこなうのが通例であるが、これは明治時代の神と仏を分けた神仏分離政策以降のことであり、江戸時代までは神事も寺院の僧侶がおこなっていたのであった。

第1節 農民の生活と寺社

表Ⅲ-72 神社と小祠一覧

神 社 名	所 在	所 持 者	備 考
〈福生村〉 天神社 神明社	村の西	村内宝蔵院持 村内宝蔵院持	9 尺四方 祠所不詳、拝殿・縁起無し 祭礼、春湯花執行 2 間四方
両体権現社 関上明神社 陵明神社 神明宮 熊野山王稲荷 三社会殿	長沢 多摩川岸 宿 中福生 萱戸	村持 村持 村持	拝殿・縁起無し 祭礼、湯花執行 拝殿・縁起無し 祭礼、湯花執行 2 間四方
浅間社 稲荷社 富士浅間社	牛浜 原ヶ谷戸	村持 村持 清岩院持	9 尺四方 9 尺四方 祠所不詳、拝殿・縁起無し 祭礼無し
〈熊川村〉 礼拝明神社 稲荷社 神明熊野両社 合殿	鍋ヶ谷戸 村の南 村の南	神職河内持 村内千手院持 村内真福寺持	祭神生石命 2 間 1 間半 小社ニ而祠所不詳縁起無し 除地 5 畝歩 小社ニ而祠所不詳縁起無し 熊野除地 2 畝 28 歩 神明除地 3 畝 22 歩

*『新編武蔵風土記稿』及び寛政 11 年 7 月福生村・同 12 年正月熊川村「村方様子銘細書上帳」より作成。

これが神社でありながら、寺院持ちという記載がされる大きな要因であった。つまり神明社祭礼は宝蔵院住職が執行していたのである。さらに、原ヶ谷戸の稲荷社は享和三年（一八〇二）以前に福生村百姓庄兵衛が勧請し、字原ヶ谷戸組一六軒の鎮守としたものであったが、神祭りは宝蔵院に頼んだという（『寺社』70）。恐らく両体権現や堰上明神社の湯花祭礼も同様であったであろう。つまり、寺院持ち、村持ちを問わず神社の祭礼は、寺院僧侶が執行していたのである。

礼拝明神社は別格と述べたが、まんざら寺院と関係がなかったわけではない。慶長二年（一五九七）二月一六日の再建棟札には、当社神主として野口藏人橋重景と神主の名が見えるが、恐らく修験であろう一乗坊が願主となっている。また正保三年（一六四〇）九月の上葺再興棟札には半沢（真福寺）・福生院、寛文一一年（一七二一）五月の棟札にも半沢（真福寺）海法印・福生院・千手院が銭を寄付したことが記載されている。福生院は本

願長塩氏との関係もあつてのことであらうし、ほかの寺院は熊川村鎮守に対しての寄付ということであらう。いづれにしても本願の脇、また棟札上段に記され、多額の寄付をしているのである（『寺社』132～134）。つまり寺院は神社の修造にもかかわっていたことがわかるのである。

江戸時代の後半になると、市内の家々に稲荷などの屋敷神が勧請されるようになる。この屋敷神については、『民俗下』で充分に説明されているのでそちらに詳細は譲るが、寺院境内の鎮守も神格の格上げがなされるようになる。福生院は境内の鎮守に対して安政四年（一八五三）二月九日に、正一位稲荷大明神の称号を願ひ与えられているのであつた（『寺社』122）。

第二節 修験と村を訪れる宗教者

半沢覚円坊 多摩川に架かる睦橋（むつみ）を渡り、河岸段丘を登ったところに真言宗真福寺がある。山号は柚井山というが、**と真福寺** 江戸初期には半沢覚円坊とも称した（『寺社』157）。この寺の由緒書によれば、文和元年（一二三二）秀覚

の開創で、開山当時多摩郡柚井郷松竹村（まつたけ）にあつたという。文明一二年（一四八〇）には、松竹城主大石道俊が武運長久のため不動堂を草創し、覚鑢上人（かくばん）の像を安置し供養したという。その後大永年中（一五三三）子息源左衛門が城を滝山に移すと、この堂も滝山に移した。また源三氏輝（照）が城を八王子の神護寺山に移すと、修験であつた覚円坊を敬念し多摩郡の修験の総触頭（ふれがしら）としたという。城は天正一八年（一五九〇）秀吉によって落城すると、覚円坊は熊川村の田沢氏を檀主として不動堂を再興する。ついで大悲願寺の臨（源）鏡は上京して、ふたたび多摩一郡の総触頭の職の兼務

を乞い、慶長一四年（一六〇九）三宝院（京都府）より職状などを頂戴したというのである。

もとより寺院などの由緒書には誤記などが見られる場合が多く、一概にすべてを信用するわけにはいかないが、熊川村真福寺は覚円坊と呼ばれる修験の系譜を引き、覚円坊は多摩一郡の総触頭であり、その職は慶長一四年に真言宗醍醐三宝院より認められたというのである。

覚円坊については高崎勇作が「半沢覚円坊と熊川真福寺」（『多摩のあゆみ42』）で論稿している。そこでこれに導かれつつ、覚円坊についてみていきたい。

覚円坊の名は幾つかの中世資料に散見される。「熊野那智大社文書」の武蔵国にある「半沢覚円坊」などである。しかし宮家準は『熊野修験』（『日本歴史叢書48』）の中で、武蔵国榛沢郡（埼玉県深谷市）の門善榛沢の門弟榛沢覚円坊に当てている。また聖護院門跡道興の『廻国雜記』では半沢という場所で宿泊したとあるが、『町田市史』はこの半沢は市内の半沢であるとし、これが半沢覚円坊であるとしている。いづれにしても、後述する江戸期の文書に、多摩郡の霞支配を「半沢覚円坊」が聖護院門跡から安堵されていることをみれば、多摩郡のいづれかに覚円坊と呼ばれる修験が、存在したとみたほうが妥当であろう。

覚円坊に関する資料は、現在熊川真福寺・同内出家・町田市石川家に存在する。このうちもっとも古いものは、石川家の文禄二年（一五九三）五月一日に京都聖護院門跡から半沢覚円坊にあてた、武州多摩郡の霞支配を認めた御教書である（『寺社』31）。これには武州多摩郡の霞支配を、その証文は、天正一八年の八王子城落城時の先師討死のときに焼失したものの、以前のように認めるという内容であった。また慶長一四年二月二日には、やはり京都聖護院門跡から文禄二年の御教書のままだに多摩郡の霞支配を安堵されている（『寺社』3）。

修驗者は山岳修行によって験力を獲得した密教の験者^{けんじや}で、古代より全国の靈山に見られたが、中世以降大別すれば熊野を拠点とした本山派と、吉野を拠点とした当山派に分類され、のち本山派は天台宗の京都聖護院に、当山派は真言宗の京都醍醐三宝院に統轄されるようになる。つまり半沢覚円坊は聖護院門跡から御教書が出されていることから、天台系の本山派修驗であったと考えられよう。これは後述するが、寛文一三年（一六七）九月三日に、多摩郡の霞支配を聖護院門跡より安堵されているし、また延宝八年（一六八〇）八月五日に覚円坊元智が、多摩郡と相模津久井郡内一八か村の霞支配について訴えをおこすが、これも聖護院門跡へ訴えていることからもうかがえるのである。

しかし、すでにみたように延宝二年には半沢覚円坊と称する真福寺は、大悲願寺末の真言宗寺院であるのにもかかわらず、霞^{かすみ}（在住山伏の組織・旦那場）支配を、天台系の聖護院門跡に訴えていることは不思議である。由緒書にあるように、慶長一四年の御教書も聖護院門跡からではなく、真言系の当山派三宝院から受けるのが自然と思われるが、同年の三宝院からの御教書どころか、修驗関係の文書の中に当山派の文書は見当たらないのである。とすると、三宝院から職状を受けたという由緒書は怪しくなる。そこで今一度天正一八年（一五九〇）以降の、覚円坊について考える必要がある。

由緒書には多摩一郡の総触頭の職との兼務を乞うたとある。これはどのような意味なのであろうか。

市史資料編纂の過程で、真福寺の本寺である大悲願寺の資料調査をお願いし、膨大な資料を拝見させていただいたが、その資料の中の宝永五年（一七二八）七月に、大悲願寺から真言宗江戸四箇寺の一つ真福寺へ出された書状の案文があった。これには、覚円坊について触れられていたのである。この書状によれば、覚円坊は大悲願寺の一二世源鏡（文祿三年〔一五九四〕六月二六日寂）の弟子で、柚井の半沢坊という本山派修驗^{せんげん}先達の親類とある。また天正一八年八

王子城落城のとき柚井半沢坊が討死したので、親類であった覚円坊を源鏡が取り立て聖護院門跡にその跡を継ぎ、入峯^ぶを許す先達職の補任状を頂戴し、これより修驗職を支配したというのである。さらに、延宝二年には正印という者が、計略を巡らせて覚円坊は大悲願寺の門徒ではない旨、寺社奉行所に訴えてだが吟味の上、覚円坊は同寺の門徒であって、先達職を兼帯してきたことが認められ、これによって正印は追放されたとする。またその後三代ほど過ぎて真福寺一七世増春（天和元年〈六八〉一月二日寂）という住持が、聖護院門跡から跡目を認められ入峯を勤めたが、増春はその後経済的理由で入峯が困難になり逐電してしまい、元禄六年（六九）頃以降は、木曾村達藏坊という山伏が先達職を支配するようになったとある。しかし、補任状などは覚円坊真福寺が所持しているというのである。

延宝二年の正印の出入りについては、『桑都日記』^{そうと}にも前文を欠くと思われるが元半沢坊の支配下にあったと考えられる、島之坊以下修驗の覚え書きがあるが、これには半沢坊跡は大悲願寺が先達職まで引き受け、真福寺跡は弟子を遣わして真言宗とし、文禄二年一月四日半沢の霞支配下の修驗が集まって、先達職は大悲願寺の真寿法印兼席とし、真福寺は大悲願寺の末と定めたとある。また、出入りのとき、大悲願寺より聖護院門跡に訴え、先達職は以前のように補任されたとある。

つまり、宝永五年の書状案はこれを基に書かれたものであることがわかる。これより本山派先達半沢坊は、柚井つまり現在の八王子付近にあったことがわかる。また覚円坊は本山派修驗柚井半沢坊の親類で、大悲願寺源鏡の弟子であったが、半沢坊討死ののちは親類ということもあって、師源鏡の計らい^{はかり}でその先達職を引き継いだことがわかる。覚円坊のち真寿法印と称したことについては不明であるが、ここに真言僧覚円が天台系本山派修驗の先達を兼ねるといういわゆる兼帯の状態が生まれたのである。

では、大悲願寺が真福寺跡に遣わした弟子とは誰のことであろうか。当時の大悲願寺住職はその寂年（没年）からみると、一二世源鏡であり、真福寺の世代からみれば弟子とは同寺五世源清（慶長一八年〈六三三〉一月一三日寂）となろう。大悲願寺に所蔵される「般若理趣經」の奥書によれば、慶長元年に福生村真福寺の源清が高野山に求法登山の折、榮運より頂戴し、それを弟子海盛に授け、海盛は真福寺転住にあたり大悲願寺に納めたのがこの「般若理趣經」であったことがわかる。この源清は大悲願寺の過去帳には、慶長一八年一月一日に京都大仏智積院で寂したとある。また「真福寺中興開山源清」とあることから、真福寺はこの源清代より大悲願寺の法流を相承し、本末関係を結ぶことになったであろうことがわかる。つまり源清という僧侶は確実に存在したことが確認でき、さらにこのときに真福寺は、大悲願寺末の真言宗寺院となったことがわかるのである。

こうしてみると、本山派先達柚井半沢坊討死ののちは、真言僧の覚円坊がその先達職を継ぎ、真福寺跡は源清が継いだことがわかった。しかしのちの文書に「半沢覚円坊真福寺」また「半沢坊真福寺」と書かれるようになることをみると、いつしか半沢覚円坊と真福寺が同一になり、真福寺住職が本山派先達を兼ねるようになる。大悲願寺過去帳中の源清の記事に「福生村熊川半沢坊真福寺」とある。これはすでに源清の頃から真福寺住職が、本山派先達を引き継いでいたことを推測させる記載である。また真福寺由緒書からは、真福寺は滝山に移転したあとの移転記事がないことから、そのまま滝山にあったものと考えられる。これが熊川村に移るのは由緒書のいう、田沢氏が檀主となって不動堂を建立したときではなからうか。すなわちこれより先に上げた宝永五年の書状案のいうように、真福寺一七世増春の頃までその職を引き継いでいったのであろう。しかし増春が先達職を失うと、木曾村達蔵坊に覚円坊という名跡とともに移ったものと考えられるのである。

『新編武蔵風土記稿』には、木會村矢幹八幡社の別当として覚円坊の名が見える。京都聖護院末の本山派修験の触頭で、吉祥院住善寺達藏院と号すとある。つまりこれが達藏坊なのである。この達藏坊、すなわち木會村覚円坊の系統を引くと考えられる町田市木會の石川家には、多くの覚円坊関係の資料が所蔵されているが、文禄二年（一五九三）と慶長一四年の聖護院門跡御教書の次に古い年号を持つものは、元禄三年七月二八日の、多西郡の霞支配を認めた聖護院門跡御教書である。宝永五年（一七〇八）の書状案には、熊川村覚円坊真福寺は元禄六年までは配下修験を支配していた旨述べられており、数年の食い違いはあるものの、ほぼこの時期に熊川村覚円坊真福寺の本山派修験先達職は、木會の達藏坊（木會覚円坊）に受け継がれたとみて差し支えないであろう。ここに真福寺は修験とは縁の切れた、いわゆる滅罪を主におこなう真言宗寺院として再出発したのである。

こうしてみると、由緒書は後に書かれたため、覚円坊を当山派修験と書かないまでも、三宝院から職状を受けたなど、多分に真言宗を意識した記述になったのであろう。しかし史実の一面は伝えていたのである。

覚円坊の霞支配と出入 これまで見てきたように、元禄六年頃まで京都聖護院門跡の御教書を受け、本山派修験触頭として多西郡の霞支配を任されたであろう熊川覚円坊であったが、真福寺や内出家に残る資料から、その支配

は必ずしも安定したものであったとはいえない難いことがわかる。何回かの出入り（訴訟）を経て、いわば必至に守りとおしたという方が当たっているのである。

延宝四年（一六五〇）三月一四日、半沢坊真福寺は寺社奉行に対して訴訟をおこした。これは紀伊熊野引導時における川崎村との出入りであった。半沢坊真福寺が訴えるには、半沢坊は代々聖護院門跡より認められた本山派の先達職であり、霞内の熊野引導をおこなってきた。しかし同年正月の半沢隣郷七か村からの熊野参詣のとき、六か村は半沢坊

に先達を求めてきたが、川崎村一か村は先達料さえも払おうとしない。そこで誰の先達で参詣するのかと質問したところ、そのようなことは答える必要はないという。そこで、寛文八年（一六六八）に両本山からいただいた条目（じょうもく）を見せたが、それまでも偽物であると言っていることを聞かない、これではほかの郷のしめしもつかないのに、川崎村名主仁兵衛を呼び寄せ、わけを尋ねてほしい、というものであった。この結末は仁兵衛が寺社奉行より叱られ、冥加金を真福寺に差し出したことで決着がついたのであった。このためであろう、半沢坊真福寺は寺社奉行小笠原長頼より、多摩郡霞内の者たちの熊野への先達と、伊勢参詣先達を以前のとおり認められたのである。

このようなことがなぜおこるかといえば、宝永二年の書状案で見たように、先達職であった覚田坊の追放や、先達としての定めであった熊野入峯の遅滞に原因があるのだった。これは延宝八年八月五日に、覚田坊元智が多摩郡と相模津久井郡内一八か村の霞支配を求めて、聖護院門跡へ訴えた訴状からも明らかにする。この訴状は五条目からなる長文のものであるが、当時の多摩郡の動向を示す好資料であるので一条目ずつ紹介したい。

一 武州多摩郡の先達半沢坊は数代住職するものがあつたにもかかわらず、先達職の義務である各峯への入峯もせず、霞支配も怠ってきた。このため多摩郡の檀那も方々へ散乱してしまい、今日の支配所は十分の一ほどになつてしまった。先達の手助けをする同行の者も、一〇人不足で先達もつづかないようになってしまった。願うならば、延宝四年（一六六六）の奉書のとおりで多摩郡すべての先達を認めてくれるならば、これからは長く相續していききたい。

二 江戸に近い多摩郡内は、大体は大覚院の支配下となつてゐる。これは半沢坊が先達職を怠り、打ち捨てておいたことに原因がある。しかし、半沢坊の住持が定まり、延宝四年の奉書で多摩郡の先達職が認められた上は、これまでのとおり霞支配を認めてくれるように。

三 多摩郡の内、府中近所は門前坊が支配している。これは門前坊が年行事だからである。しかるに、門前坊を小田原玉滝坊が支配しているのは合点がいかない。これは武州南方の年行事職の証文があるからだというが、霞の証文ではないので証拠にはならない。半沢坊が数代無住同然で、勤めを果たさなかったことに原因があると思う。門前坊も多摩郡の年行事であるので、半沢坊の支配下に返すように言ってほしい。そのうえ、玉滝坊は相模境にあるが、多摩郡で同行などを数千人支配している。昨年も当年も多摩郡の同行を率いている。半沢坊より改めてほしいと多摩郡の同行に申し出たが、永々^{ながなが}境目もはっきりしていなかったたので、玉滝坊に率いってもらうようにといわれるがままになっていた。多摩郡の境目が定まっていたいまは、奉書のとおり、半沢坊支配下となるよう言うてほしい。

四 多摩郡の内、山口領や三田領は観音堂（埼玉県狭山市）へ支配が任せられてきた。これも昔の国・郡の境目がはっきりわかれていなかったためと聞いているが、幕府が開かれてから、国・郡の境目がはっきり決められ、詳細な絵図までもできてきた。これより山口領や三田領も多摩郡と定められ、これは江戸城の御前帳にも多摩郡と書き付けられている。三田領代官高室四郎兵衛と、山口領今井九右衛門はよく知っているのので、詳細は御前帳を調べ上げ、訴えているのであるから間違いない。奉書のとおり支配を認めてほしい。

五 三田領は古くは杣之保といい、この支配は観音堂へ任せる奉書を与えたことは先日御殿において承ったが、これは先例に任せるならば立ちゆかないことである。そのわけは、相模津久井保の内一八か村を、半沢の支配にするという奉書が二通あるが、訴訟により相模国はすべて玉滝坊へ支配を任せたと聞いている。そうでないならば津久井保の内一八か村は奉書のとおり、半沢坊へ支配を任せてくれれば幸せである。またこうすれば観音堂へ下された奉書も成り立つように思える。吟味してほしい。

これらの条目について大覚院・玉滝坊・観音堂を呼び寄せ吟味し、半沢坊に多摩郡の霞支配を認めた奉書のとおりにしていたならば有難い。今までの状態では、半沢坊先達は成り立たず、なにとぞ成り立つようにはいたしたい、という訴状内容であった。この訴状から、当時覚円坊は入峯の義務を果たさなかったがため、支配地も十分の一になり、先達職がつづけられないくらい没落していたことがわかる。江戸に近い多摩郡の霞は、同じ本山派の先達である大覚院の支配下に入り、府中近辺は、小田原玉滝坊配下の年行事となっていた門前坊に支配され、多摩郡からみれば遠方の玉滝坊までが、多摩郡の同行を直接率いる状態であったのである。これに対して半沢坊は、現在の埼玉県所沢市・入間市を中心として、多摩郡の立川市・瑞穂町などに広がる山口領や、多摩郡内で現在の青梅市を中心とする三田領は、もともと狭山市の観音堂支配下であったものを、国・郡の境が決められ、多摩郡内となったとして三田領および山口領の一部を含む多摩郡全域の支配、さらには相模津久井郡内の一八か村の霞支配までも、奉書を盾にとって達成しようとしたのである。

この訴訟の結果は不明である。しかし、元智はのちに真福寺の住持となり、天和元年（一六八〇）に死亡した増春は、先に述べたように聖護院門跡より先達職を受けるが、貧乏のため入峯も遅滞、いずこかへ逐電し、先達職も木曾の達蔵坊に引き継がれてしまうことからみれば、願いが達成されたとは考えにくいのである。これは、元禄三年（一六九〇）木曾覚円坊が、聖護院門跡から熊川覚円坊と同様の多西郡のみの、霞支配を安堵されたということからもうかがわれるのである。

高野山慈眼院 と半沢覚円坊

現在睦橋通りの北側に、新築された真福寺の伽藍がそびえるが、その通りを挟んだ南側に旧本堂が残っている。市史編纂の過程で旧本堂の調査がおこなわれ、ここから多くの古文書群が発見された。



図Ⅲ-84 真福寺旧本堂

その文書群の中でも特に注目されたのが、以下に説明する二通の文書である。

一通は、永禄八年（二五五）六月二一日の北条氏照判物写しで、これは北条氏照が、武蔵国多西郡の半沢覚円坊を先達とする人々の、紀伊高野山参詣にあたっての宿坊を、往生院谷の峰の坊とすることを定めたものである（『中世』147）。もう一通は慈眼院隆寛書状で、年は未詳であるが、慈眼院の隆寛が大悲願寺に対して多西郡は前代より慈眼院の旦那であることを報じたものである（『寺社』11）。この二通の文書は、こよりで一綴りとなっていたことから関連

文書であることは充分に予想されたが、「峰の坊」は「慈眼院」ともいったことから（『金剛峰寺諸寺院家折負輯二』）、両文書は明らかに関連した文書であることが明確になったのである。さらに半沢覚円坊が、中世末より存在したであろうことを示唆する重要な資料と考えられたのであった。そこでこの二つの資料の関連をさらに明らかにしてみたい。

まず慈眼院隆寛書状の内容をみたい。その内容は、中世末期であろう同じ高野山宿坊の高室院と檀那を巡る出入り（訴訟）があり、このときには北条氏直と氏照の朱印状が決め手となり、多西郡はすべて慈眼院の檀那であることが認められた。のち「権現様御代」（徳川家康）のときにも高室院と同様の出入りがあったが、このときには寺社奉行の金地院崇伝すうでん きんでんの捌状さばりじょうによって、これまでどおり、多西郡はすべて慈眼院の檀那であることが認められた。しかし、やはり高野山宿坊である大乘院は、三



図III-85 年未詳 慈眼院隆寛書状(真福寺文書)

○年以前に檀那廻りをしたときの檀那帳を使って謀略を巡らし、「先般之例」(恐らく多西郡は大乗院の檀那であると主張してきたのであろう)をいってきた。今後は弥勒寺よりどのような申し出があっても、これまで述べてきたように考えてほしい、というものであった。書状の差し出し人である慈眼院隆寛は『金剛峰寺諸寺院家折負輯二』によれば、元禄九年(一六六)四月二日に寂しているから、それ以前の書状であることがわかる。またこれから当時慈眼院は大乗院と多西郡をめぐって、檀那場争いをおこなっていたことがわかるのである。

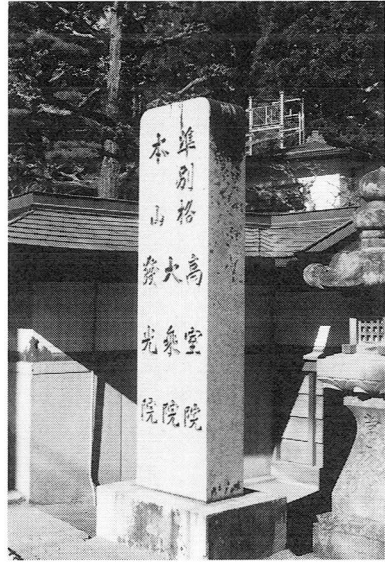
弘法大師が開いた高野山は古代以降霊山として、また多くの寺領莊園を持つ莊園領主として繁栄するが、戦国時代になると全国の戦国大名も山内の各寺院と宿坊関係を結ぶようになり、経済的にも戦国大名との関係を深めていく。北条氏と高室院との宿坊関係もその一つであった。さらに領内の人々たちも高野山参詣の折は、戦国大名と関係をもつ宿坊に宿泊するように決められる場合もあった。山内宿坊は、戦国期以降経済基盤であった寺領莊園が侵略されると、檀那場から上がる諸収入で寺院経営をおこなわざるを得ない状態におかれるようになる。さらに近世に入るとこれは一層深刻化し、宿坊は積極的に全国の檀那場を廻り、檀那を獲得するに躍起になったので

あった。ここに宿坊同志の檀那場をめぐる争論が頻発するようになるのである。この慈眼院隆寛書状も、こうした事情の中で作成されたものであることは内容から確実である。

そして、慈眼院と大乘院との、多西郡をめぐる檀那場争いの証拠として提出されたのが、北条氏照判物写しであった。だから一綴りの形で真福寺に伝存したのである。この文書は、原文書が現在まで見つかっていないがために、真偽は不明であるが氏照発給文書からみると、年月日付部分の書き方に事例がなく、これからも疑いがかかる文書であるという（久保田昌希「新発見の北条氏照印判状写に思う」『戦国史研究13』）。これは当然今後の検証しだいでその評価も変わってくる可能性もあるが、慈眼院はこれまでの権益を保持するために、中世末の同地方の領主であった氏照から支配を認められたということを最大の盾として、大乘院との訴訟に勝利しようと画策しこの文書を作成した、とも考えられるのである。

すでに述べたように、真福寺由緒書には北条氏照が覚円坊という修験を領内の触頭に任命したとある。しかし中世期に覚円坊が存在したかはいまだに不明で、大悲願寺の宝永五年の書状案では、覚円坊があらわれるのは近世初頭からである。しかしその後は本山派先達をも兼帯し、多西郡の先達職として中断したこともあったようであるが勤めていた。彼は本山派先達として、熊野参詣や伊勢参詣の先達もするとともに、宗派を越えた霊山である高野山へも当然参詣の先達も勤めたであろう。

たとえば覚円坊が高野山に登らなかつたとしても、先に述べたように慶長の初年には、真福寺住職源清は高野山に弘法登山しているから、慈眼院は多西郡の状況をつかみ得た可能性も考えられよう。つまり慈眼院は、訴訟にあたり本山派先達として多西郡先達職を聖護院門跡から安堵され、なおかつ真言宗大悲願寺の弟子であった覚円坊が、中世末

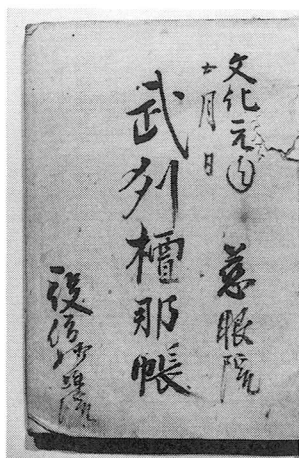


図III-86 高野山大乗院表柱

には北条氏の定めにしたがい峰之坊（慈眼院）を宿坊としていたとする文書を作ることによって、慈眼院はその正当性を主張しようとしたのではなからうか。そして、真福寺の本寺で多西郡真言宗寺院の本寺格であった大悲願寺にも、証拠として北条氏照判物写しを作成して送り、勘ぐれば口裏を合わすが如くの理解をもとめたものではあるまいか。

いずれにしても、訴訟の折にはすでに北条氏は滅亡したとはいえ当時発給された文書は、訴訟勝利の決め手となるのに重要な証拠書類であったことは想像に難くなく、一概に真偽のほどは決めにくいだが、ここでは一応検討の残る文書として考えておきたい。

慈眼院は明治期に高室院に合併され、現在その資料群は高室院に引き継がれている。覚円坊関係資料を求めての高野山高室院調査の折には、覚円坊関係資料は発見されなかったが、近世期の多摩郡関係の慈眼院檀那帳などの資料の収集ができた。そのなかに訴訟相手の大乘院の武蔵国と上野国両国の「村名帳」があった。これは先の慈眼院隆寛書状中にある「旦那帳」ではないが、ほぼ近世期の両国における大乘院の檀那場を教えてくれるものであった。それによれば、武蔵国では多摩郡三七か村・豊島郡二七か村・荏原郡一二か村・橘樹郡五か村の村名が記載されていた。このうち多摩郡の村々はほぼ野方領（中野区・杉並区・練馬区近隣）に分布していることがわかった。さらにこれは次に分析するが、江戸後期の慈眼院檀那帳をみると、少なくとも当時の慈眼院の檀那場は、書状で必死に守ろうとして



図Ⅲ-87 文化元年 慈眼院「檀那帳」(高室院蔵 和歌山県高野町)

いる多西郡であったことがわかる。つまり、これらの資料から、少なくとも江戸後期の慈眼院の武蔵における檀那場は、山内の宿坊高室院や大乘院と争論をおこしながらも、隆寛書状にあるように多西郡はすべて慈眼院の檀那である、といういい分が認められたであろうことがわかるのである。

慈眼院の檀那廻りと多摩郡 では、多西郡を檀那場とした慈眼院と、村々はどのような関係にあったのであろうか。高室院に所蔵される慈眼院の「檀那帳」の内、役僧妙珠院が記した文化元年(一八四)五月の「檀那帳」をもとに分析してみたい。

この資料によれば、同年妙珠院は多西郡の檀那場を廻って札配りをおこない、初尾^(總)などの勸金を集めていたことがわかるのである。

この「檀那帳」は『みずくらいどろ』に熊川村を例にとり簡単に説明したが、そこには巡回順の村名・檀那廻りのときの投宿所・村の名主名・組頭名または人数・寺院名・札配り軒数などが記載されている。

表Ⅲ-73は「檀那帳」現在の行政区画を最初に、記載されている村名・宿・軒数などを一覧したものである。まず檀那廻り順であるが、役僧妙珠院は相模国から小仏峠を越えて多摩郡に入り、八王子市の上長房村金南寺に宿をとり札配りをおこなった。これ以降現在の行政区画で追えば、五日市町→檜原村→五日市町→秋川市→八王子市→福生市→昭島市→八王子市→日野市→多摩市→稲城市→川崎市→稲城市→川崎市→町田市→多摩市→八王子市→

表Ⅲ-73 慈眼院「檀那帳」にみる多摩郡檀那一覧

市町村名	村 名	宿 所	軒数	備 考
八王子市 (51ヶ村)	上 長 房 村	金南寺	140	名主峯尾庄兵衛に札頼む
	案 内 村	名主栗原十兵衛	100	名主栗原十兵衛に札頼む
	河 原 宿 村		100	当番名主に札頼む
	上 櫛 田 村	大光寺	126	当番名主に札頼む
	同 原 宿 村			
	下 長 房 村		160	名主井上太郎兵衛に札頼む
	本八王子村	西明寺	80	名主守屋幸助に札頼む
	同 村 上 分 村		60	名主大熊重郎右衛門に札頼む
	上 横 川 村		28	名主加藤甚右衛門に札頼む
	下 横 川 村		67	当番に札頼む
	大 楽 寺 村		64	
	檜 原 村		48	当番名主に札頼む
	檜 訪 宿 村	西蓮寺	150	名主市川彦七に札頼む
	諏 松 獄 村	浄福寺	42	名主に札頼む
	河 原 宿 村		26	関口八兵衛に札頼む
	返 名 村		13	
	小 津 村		52	名主に札頼む
	小 津 村 下 分 村		21	当番政治郎に札頼む
	上 宿 村		34	
	大 久 保 村		26	名主山下奥太郎に札頼む
	沢 口 村		16	
	小 高 井 村		18	磯崎重右衛門に札頼む
	里 村		14	
	駒 木 野 村		14	
	黒 沼 田 村		15	
	狐 塚 村		20	山本清左衛門に札頼む
	力 石 村		30	名主草木兵四郎に札頼む
	宮 下 村		7	
	高 留 村	東福寺(山伏)	12	上恩方村内、東福寺に札頼む
	森 久 保 村		33	上恩方村内
	醍 醐 村		18	
	川 井 野 村		24	
	下 栗 下 村	菅井久右衛門	12	
	上 栗 下 村		32	以上14ヶ村浄福寺案内
	山 入 村		65	
	下 山 入 村		54	
	本 山 木 村		14	
	上 野 原 村		11	
	下 原 村		42	当番長谷川武右衛門
	上 壱 分 方 村		45	
	式 分 方 村		80	
	寺 方 村		18	
	大 幡 村	宝生寺		寺方村内、山入村より宝生寺案内
	犬 目 村	安養寺	50	名主井野上彦六に札頼む
	犬 目 村 下 分 村		53	当番斎藤伴蔵に札頼む
	宮 下 村		46	当番に札頼む
	戸 吹 村		30	

第2節 修験と村を訪れる宗教者

市町村名	村 名	宿 所	軒数	備 考
八王子市 (51ヶ村)	戸吹村上分	円福寺 高野吉左衛門	30	犬目村より戸吹村まで安養寺案内 戸吹村・上分共、戸吹村名主坂本七兵衛 に札頼む
	下川口村		180	名主小答田甚五兵衛に札頼む
	上川口村		90	上川口村・同上分共、高野吉左衛門 に札頼む
	上川口村上分		66	
小 計			2476	
五日市町 (17ヶ村)	五日市宿 体馬村	渡辺治兵衛	170	渡辺治兵衛に札頼む 北寒寺村・西入野村・東入野村・中入野 村・松原村・中庄村・少野村、7か村体 馬村名主土屋勘平に札頼む
	入野村	私市伊兵衛	38	名主権兵衛に札頼む
	深沢村		24	当番江添清吉に札頼む 名主広右衛門に札頼む 私市伊兵衛に札頼む
	小和田村		48	
	小中野村		50	
	戸倉村	岸野武兵衛	50	以上の5か村伊兵衛に頼む 札頼い山崎左衛門 当番へ札願う 札頼い松本幸七 天野久左衛門に札願う 乙津嘉右衛門に札願う 浦野源兵衛門に札願う
	盆堀村		30	
	西戸倉村		25	
	戸倉坂下		8	
	星竹村	栗原重左衛門	25	
	落合村		24	
	軍道村		37	
	寺岡村		15	
	養沢村	乙津嘉右衛門	50	
	乙津村		27	
	青木平村	浦野源兵衛門	22	
小 計			643	
檜原村 (22ヶ村)	檜原宿			
	泉沢村		39	
	中里村		40	
	普野間村		18	
	大沢村		19	
	神戸村		40	
	夏地村		19	
	宮ヶ谷戸村		28	
	小岩村		40	
	笹久保村		13	
	沢又村		44	
	倉掛村		18	
	数馬村		26	
	猿屋敷村		22	
	笛吹村		20	
	上平村		20	
	事貫村		19	
	和田村		20	
	上川乗村		20	
	下川乗村		19	
	出野村		19	

第3編 第7章 寺社と農民

市町村名	村 名	宿 所	軒数	備 考
	柏 木 野 村		19	
	小 計		522	
五日市町 (6ヶ村)	横 沢 村 高 尾 村 留 原 村 三内小机村 館 谷 村 山 田 村	大悲願寺	14 20 50 58 16 80	名主野口孫左衛門に札頼む 名主落合庄左衛門に札頼む 名主山下伝左衛門に札頼む 名主三内隼人に札頼む 名主私市権左衛門に札頼む 以上5か村 大悲願寺案内 名主石川伝左衛門に札頼む
	小 計		238	
秋川市 (15ヶ村)	引 田 村 淵 之 上 村 上 代 継 村 牛 沼 村 油 平 村 雨 間 村 上 草 花 村 下 草 花 村 代 田 村 菅 生 村 瀬 戸 岡 村 平 沢 村 二 野 宮 村 野 辺 村 小 河 村	真照寺 中村佐助 大行寺 久保島八太郎 村岡豊前 法林寺(禪)	100 33 40 34 25 130 98 110 23 80 52 50 150 50 80	引田村名主田中源蔵・上分組下名主田中 宗吉、中分組下名主宮川勘治に札頼む 名主堀口茂兵衛に札頼む 同村下分共、当番林蔵、下分当番久五郎 名主堀本勘衛門に札頼む 名主瀬沼安兵衛に札頼む 名主中村佐助に札頼む、以上引田村真照寺案内 名主武田市兵衛に札頼む 名主浦野半兵衛に札頼む 名主白石左衛門に札頼む 名主田中伝兵衛に札頼む 名主峯野七兵衛に札頼む、以上大行寺より案内 名主久保島八太郎に札頼む 当番名主に札置く 名主森田儀左衛門に札頼む
	小 計		1055	
八王子市 (2ヶ村)	高 月 村 滝 村		36 35	名主沢井織部に札頼む 名主沢井伝蔵に札頼む
	小 計		71	
福生市 (1ヶ村)	熊 川 村	真福寺	144	月番に札頼む
	小 計		144	
拝島市 (10ヶ村)	拝 島 村 上 河 原 村 田 中 村 大 神 村 大神村上分 郷 地 村 福 島 村 中 神 村 築 地 村 宮 沢 村	普明寺(天台) 指田七郎右衛門 観音寺(天台) 阿弥陀寺	190 32 36 62 8 40 70 90 22 23	名主指田七郎右衛門に札頼む 名主小池弥右衛門に札頼む 当番名主に札頼む、同村上分共 月番札頼む 名主宮崎三右衛門に札頼む 当番名主に札頼む 上河原村より宮沢村まで阿弥陀寺案内
	小 計		573	
八王子市 (40ヶ村)	栗 之 須 村		80	12軒名主関根利兵衛に頼む、残りは組 頭井上右左衛門に札頼む

第2節 修験と村を訪れる宗教者

市町村名	村 名	宿 所	軒 数	備 考
	石 川 村	西蓮寺	122	当番名主に札頼む
	宇 津 木 村		45	当番に札頼む
	峯 所 村	龍光寺	18	
	留 入 村		28	
	佐 坪 村		22	当番門山新右衛門
	梅 崎 村		21	□吉村共
	尾 崎 村		11	名主石守権次郎に札頼む
	横 山 村		21	
	八 日 市 村		15	
	八 幡 宿 村		40	
	丹 木 村		50	
	大 沢 村		10	
	大 答 村		25	
	原 大 答 村		14	
	平 野 村		15	以上宇津木より平村まで龍光寺案内
	答 野 村		34	
	中 野 村		80	当番名主に札頼む
	八 王 子 新 町 宿		43	名主長作に札頼む
	本 日 市 宿	大儀寺	70	名主小室基右衛門に札頼む
	八 日 市 宿		140	
	大 横 村		100	
	八 幡 宿		190	
	八 木 宿		90	
	本 郷 村		30	
	本 郷 宿		60	
	本 久 保 宿		32	
	島 之 坊 宿		25	
	千 人 安 町 村		37	下原村含む
	同 本 村	天龍寺 薬王寺 水越市兵衛	18	
	十 日 市 場 村		16	子安村 8 軒含め、名主利右衛門に札頼む
	上 野 原 村		12	
	横 山 宿		150	
	寺 所 水 町 村		20	
	御 門 野 村		7	
	小 北 野 村		18	
	打 越 村		72	名主石坂幸七に札頼む
	長 沼 村		60	当番名主に札頼む
			53	
小 計			1894	
日野市 (17ヶ村)	平 山 村	徳善寺	92	
	平 山 村		70	名主平五郎兵衛に札頼む
	豊 田 村	寿徳寺	80	当番名主に札頼む
	堀 之 内 村		40	当番名主内山政右衛門に札頼む
	上 田 村	延命寺	11	当番名主に札頼む
	日 野 村			日野新田村・同東光村・同野川原村・同四ッ谷村・同山下村・同満願寺村・同北原村・同中井村は当番名主佐藤七郎左衛門、同彦右衛門に札頼む

市町村名	村 名	宿 所	軒数	備 考
	下 田 村	安養寺	25	名主土方与兵衛に札頼む
	満 願 寺 村		22	名主瀧瀬平次郎に札頼む
	宮 村		25	当番名主に札頼む
	荒 井 村		30	名主与三兵衛に札頼む
	石 田 村		17	名主土方権九郎に札頼む、下田村より石田村迄安養寺案内
	高 幡 村	金剛寺	36	名主茂長衛門に札頼む
	程 久 保 村		24	名主平野門太左衛門に札頼む
	三 沢 村	医王寺	40	名主土方五郎兵衛に札頼む
	百 草 村		34	名主守屋茂右衛門に札頼む
	下 落 合 村	真照寺	30	新田村・関戸村含め名主政八に札頼む
	上 落 合 村		11	名主朝倉半蔵に札頼む
小 計			587	
多摩市 (5ヶ村)	一 之 宮 村	真明寺	33	月番名主に札頼む
	中 川 原 村		35	名主増田唯右衛門に札頼む
	関 戸 村		45	月番に札頼む
	連 光 寺 村		60	名主富沢文平に札頼む
	寺 方 村		13	名主佐伯善九郎に札頼む、以上真照寺案内
小 計			186	
稲城市 (4ヶ村)	大 丸 村	妙見寺（天台）	70	名主源右衛門に札頼む
	百 村		30	名主内田仁左衛門に札頼む
	長 沼 村		120	名主森平五郎に札頼む
	矢 野 口 村		150	名主小山源右衛門に札頼む
小 計			370	
川崎市 (4ヶ村)	菅 村	石井八右衛門	280	当番に札頼む
	細 村		70	名主宮田元右衛門に札頼む
	万 福 寺 村		12	名主鈴木八左衛門に札頼む
	金 程 村		12	
小 計			374	
稲城市 (1ヶ村)	平 尾 村	白井吉兵衛	39	名主馬場伝蔵に札頼む
小 計			39	
川崎市 (4ヶ村)	古 沢 村	山口平七	15	名主古沢利兵衛に札頼む
	五 ヶ 田 村		17	名主中山平吉に札頼む
	片 平 村		66	名主山口平七に札頼む
	栗 木 村		31	名主飯塚重次郎に札頼む
小 計			129	
町田市 (4ヶ村)	広 袴 村	吉川宇右衛門 川井与平次	21	名主大塚云蔵に札頼む
	上 図 師 村		70	名主川井半蔵に札頼む
	下 小 山 村		100	名主大客市左衛門に札頼む
	山 中 村		50	上小山村内、名主権之丞に札頼む
小 計			241	
多摩市 (9ヶ村)	下 落 合 村	吉祥院	37	名主加藤与五右衛門に札頼む
	上 落 合 村		45	名主川井五兵衛に札頼む
	与 田 村		60	名主有山幸右衛門に札頼む

第2節 修験と村を訪れる宗教者

市町村名	村 名	宿 所	軒数	備 考
	貝 取 村 上 和 田 村 中 和 田 村 漆 原 村 美 木 村 原 関 戸 村	高蔵院	40 30 10 4 5 28	名主伊野武兵衛に札頼む 名主に札頼む 石坂茂兵衛に札頼む 組頭柚木与五右衛門に札頼む 関戸村内、嘉吉に札頼む 関戸村内、名主杉田長七に札頼む
小 計			259	
八王子市 (12ヶ村)	大 塚 村 中 野 村 堀 之 内 村 別 所 村 松 木 村 大 沢 村 越 野 村 下 柚 木 村 中 山 村 上 柚 木 村 上柚木村下分 鐘 水 村	最勝寺 玉泉寺	80 60 100 30 45 60 45 70 36 26 60 80	名主井上伊兵衛に札頼む 名主井上伊右衛門に札頼む 当番名主に札頼む 名主萩生田政右衛門に札頼む 当番名主に札頼む 当番に札頼む 名主細野勇蔵に札頼む 月番に札頼む 名主伊藤銀蔵に札頼む 年番名主に札頼む 当番名主に札頼む 年番名主に札頼む
小 計			612	
町田市 (6ヶ村)	矢 部 新 田 村 中 小 山 村 中小山村下分 上 郷 新 小 山 村 下 小 山 村	福生寺 蓮乗寺	30 40 130 50 50 23	中小山村福生寺に札頼む 萩原喜平次に札頼む 中小山村内、名主安西要右衛門に札頼む 原清兵衛に札頼む
小 計			323	
相模原市 (4ヶ村)	橋 本 村 相 原 村下分 相 原 村上分 相 原 村	 円蔵院	100 104 80 200	当番名主に札頼む 名主吉川惣右衛門に札頼む 名主斉藤安左衛門に札頼む 相模、当番名主に札頼む
小 計			484	
八王子市 (11ヶ村)	大 戸 村 大 船 村 大 津 貫 村 片 倉 村 小 引 村 下 寺 田 村 上 寺 田 村 館 村下分 館 村上分 上 間 在家村 散 田 村	吉沢小兵衛 □光院 (山伏) 来光院 万福寺 真覚寺	60 50 75 130 140 38 18 70 30 70 114	名主小泉幸左衛門に札頼む 名主林藤蔵に札頼む 名主佐宗□八に札頼む 名主覚左衛門に札頼む 名主中西栄次郎 名主沢井政蔵に札頼む 名主庄兵衛 名主に札頼む 名主深次幸介に札頼む 名主藤信富蔵に札頼む 当番名主に札頼む
小 計			795	
(245ヶ村)	総 計		12,015	

町田市↓相模原市↓八王子市と巡回したことがわかる。そして、その総数は二四五か村、一万二〇一五軒におよぶのであった。これはまさに多西郡のほぼ全域におよぶのであった。その宿は基本的には村の名主と真言宗寺院であったが、ときには天台宗寺院や、山伏に投宿したことがわかる。そして、村々を各寺院の案内をうけたり、村から馬や人足の提供を受けて札配りをつづけたのであった。また高野山から所持してきたであろう、膨大な量の札を含む荷物は、絶えず先の宿所へと送りながら進んだのであった。さらに廻り切れない村々へは、一村の名主から札を回してくれるようにも頼んでいる。例えば檜原村二二か村は、檜原村大名主吉野軍治に頼んで集めた初尾金を、五日市の油屋治兵衛に送るように依頼しているのである。

このようにして集められた勘金・初尾が、どのようにして慈眼院に回収されたかはこの資料からは明らかにできないが、恐らくは窓口の名主などから慈眼院に送られるなどしたのではあるまいか。

いづれにしても慈眼院の檀那場であった多西郡の村々には毎年役僧が巡回し、札配りによる勘金・初尾がおこなわれたことがわかるのである。これは明治期までは確実におこなわれたのであった。

近郷からの 第一節で宝蔵院が七五三縄張りを、五日市伊奈村からおこなったことや、千手院が近郷の村々に大般

来訪者 若経の勧化をおこなったことはすでにみた。これは訪れた側の村からすれば、彼らは勧化を求める来

訪者であった。江戸時代には勧化は、寺社の伽藍修造などを目的とし頻繁におこなわれたが、幕府の認めたものを御免勧化といい、これ以外は私勧化といって区別したのである。

こうした宗教者の来訪は市域においても例外ではなかった。享和元年（一八〇一）六月には福生村の隣村熊川村真福寺より梵鐘再建のため、住職が村役人衆を連れて勧化を求め福生村を訪れている（『近世3』148）。天保二年（一八三一）正

月には、拝島村の本覚院が元三大師大百味供養の祈禱を執行するとして、御供物・御札料として一人金一朱の奉納を求めにきている（『近世3』155）。同年四月六日には、多摩郡三輪村（町田市）広慶寺の世繼白衣観音をかついで、熊川村より福生村にきて名主田村家に宿泊した。そして参金や札代二八九文を集め、翌七日には隣の川崎村へ立った（『同書』156）。前節で福生院の金銭出入りをみたが、二月二十七日に戸隠（神社、長野県）へ一二文、一〇月二十六日に三ツ峰山へ五四文、一二月太神宮へ一〇〇文出金しているが、これも毎年の札などの代金であった。以上は私勧化であったが、御免勧化も当然あった。嘉永三年（一八五〇）四月には、阿岐留神社（五日市町）再建のため勧化がおこなわれている。これは御府内町中と武蔵一か国の在町へ、家運長久・五穀成就の祈念札を同年より五か年の間、正月・五月・九月の年三回名代のものが配り、金銭を集めるというものであった。もとより幕府の許可を得ての勧化であるから無下にもできず、相当の負担になったであろう（『同書』162）。青梅に鈴法寺という普化宗の寺院があった。これは一般に虚無僧寺といい、寺院でありながら葬祭などはまったくおこなわず、深編み笠をかぶって尺八を吹き布施を求めて歩くことを、幕府から認められた宗派であった。しかしその横暴が目立つようになると、幕府は留場^{とまば}といってそれぞれの寺院の縄張りを決めるようになってくる。熊川村は少なくとも江戸中期の明和七年（一七六五）には鈴法寺の留場となるが、鈴法寺の虚無僧たちは夏と秋の二回、熊川村の家々を戸別に回り托鉢したのであった（『同書』143）。こうして訪れる宗教者は、ときには新しい信仰や知識を提供してくれることもあったが、村人にとっては金銭的負担は計り知れないものがあったことは、想像に難くないのである。